

令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策

緊急支援金事業（障がい分）Q & A

○要綱第2条（定義）関係

Q1 当該支援金事業の対象となる事業所なのかわからない。

A1 対象候補となる施設に対して、電子申請用の申込ID・パスワードが掲載された通知を郵送予定です。なお、審査状況によっては、対象とならない場合があります。（要綱第3条（交付対象者）関係を参照）

Q2 一つの法人が、別表の事業種別の欄に掲げる事業を複数実施している場合、それぞれの事業が交付対象となるのか。対象となる場合、まとめて申込みは可能か。

A2 例えば、一つの法人で介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護の3つの事業を運営している場合や、一つの法人で通所介護事業所を2か所運営している場合は、それぞれが交付対象となります。申込みは、施設・事業所ごとのサービス事業ごとに別々に行う必要があります。なお、介護予防サービスについては同一の事業所で提供しているものは要介護者も要支援者もまとめて申込んでください。総合事業で提供している介護予防通所サービス、介護予防訪問サービスも同様に要介護者も要支援者もまとめて申込んでください。

Q3 個別メーターにより計測した光熱水費など実費を徴収している費用は、「利用者負担額」に該当するか。

A3 実費で徴収している費用は、利用者負担額を交付対象者が定めていないので「利用者負担額」には該当しません。

Q4 「交付対象利用者数」の算出にあたり、住所地特例等により、熊本市外の利用者も令和5年6月（又は11月）の延べ利用者数に計上して良いか。

A4 熊本市外の利用者も交付対象の利用者として計上して構いません。

Q5 入所又は退所した場合における当該入・退所日の利用者は、延べ利用者数に計上してよいか。

A5 入・退所日の利用者も延べ利用者数に計上して構いません（Q6の場合を除く。）。

Q6 入院又は外泊により、一時的に施設以外の場所で過ごした日の利用者は、延べ利用者数に計上してよいか。

A6 入院又は外泊の期間中、当該入所者が使用したベッドを他のサービスに利用することなく空けている場合には、当該期間中の利用者も延べ利用者数に計上して構いません。

Q7 空床型（併設型）の短期入所を行っている場合、短期入所利用者を施設入所者とは分けて計上し、別々に申し込む必要があるか。

A7 お見込の通りです。申込みは、施設・事業所ごとのサービス事業ごとに別々に行ってください。

Q8 令和5年6月（又は11月）に施設内クラスターが発生するなどの理由で利用休止している場合でも、令和5年6月（又は11月）の延べ利用者数を用いなければならないのか。

A8 クラスター等により利用休止するなど、令和5年6月（又は11月）の実績を用いることが適当でない相当の理由がある場合には、施設所管課にご相談ください。相当の理由があると認められる場合には、別の月を指定します。この場合において、月の日数が31日の月の実績を用いることとなったときは、当該月の初日から30日までの延べ利用者数を用いることとします。

Q9 共生型サービスの指定を受けている場合、介護保険サービスの利用者と障害福祉サービスの利用者とを分けて計上し、別々に申込みを行う必要があるか。

A9 介護保険サービスと障害福祉サービスの利用者は分けて計上し、介護保険サービス分は介護保険課に、障害福祉サービス分は障がい福祉課にそれぞれ申込みを行ってください。

○要綱第3条（交付対象者）関係

Q10 熊本市外に住所を有する施設等であるが、熊本市の住民である利用者の分だけでも申込みできないか。

A10 熊本市に住所を有する施設等であることが要件なので、申込みできません。

Q11 10月2日以降に開設・運営した事業所は対象外となるのか。

A11 今回の支援金は、物価高騰の影響を一定期間（6ヵ月以上を目安）受けている施設等を対象としているため対象外となります。

Q12 令和5年度に6か月以上運営実績があっても、申込日時点で事業を休止している場合は対象とならないのか。

A12 本事業の趣旨が安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、申込日時点で継続してサービスを提供していない施設等は対象外となります。

Q13 支援金申込後に休止となった場合は、交付された支援金を返還する必要があるか。

A13 本事業の趣旨が安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、継続してサービスの提供を行わない場合は対象外となり、交付された支援金がある場合には返還していただくこととなりますので、申込みにあたってはご注意ください。（Q25参照）

Q14 届出を行わない事実上の廃止又は休止とは、こういった状態をいうのか。

A14 指定を受けているがサービスの提供は行っていない場合など、廃止・休止は行っていないが運営の実績がない場合を想定しています。

Q15 食材費は値上げしたが、光熱費は値上げをしていない場合、光熱費分だけの申込みはできないのか。

A15 対象経費の一部であっても物価高騰に伴い利用者負担額を値上げしていれば対象外となります。

Q16 利用者負担額を引き上げたが、利用者に当該引き上げ額の返金等を行った場合は申込み可能か。

A16 利用者に当該引き上げ額の返金を行い、本支援金の申込日時点で利用者に価格転嫁していない状態に戻っていれば、原則として申込みは可能とします。その場合は、返金対象者、返金額及び返金日の記載された一覧表、利用者宛ての返金通知等を添えて、障がい福祉課に申し出てください。

Q17 利用者負担額の引上げについて、真にやむを得ないと認められる場合とはどのような場合か。

A17 物価高騰の影響によるものは認められません。具体的な事由がある場合は障がい福祉課にご相談ください。

○要綱第6条（支援金の申込み）関係

Q18 支援金の申込者は、法人名・法人の代表者ではなく、各施設・事業者ごとに管理者が申し込んでも良いか。

A18 運営法人及び法人代表者名での申込みをお願いします。

Q19 複数の施設・事業所を運営している場合、まとめて申し込むことは可能か。

A19 申込みは、施設・事業所ごとに行ってください。（Q2参照。）

○要綱第8条（交付の条件）関係

Q20 支援金の申込後、令和6年3月31日までの間にやむを得ず事業を廃止又は休止する場合は、支援金の対象外となるのか。すでに支援金の交付を受

けている場合は返還する必要があるのか。

A20 本事業の趣旨が安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、支援金申込後、対象期間中に廃止又は休止しないことを交付の条件としています。廃止又は休止した場合、すでに交付されている支援金がある場合については、返還していただく必要があります。（Q16参照）

○要綱第9条（関係書類の整備）関係

Q21 支援金の対象経費の領収書等は保管しておく必要があるのか。

A21 次年度から起算して5年間（令和10年度末まで）は保管する必要があります。本市が求めるときに提出していただく場合があります。

Q22 整備すべき関係書類にはこういったものがあるか。

A22 対象経費の収支に関する帳簿類や領収書等の書類のほか、支援金の積算根拠となる利用者数の実績がわかる資料などを整備し、次年度から起算して5年間（令和10年度末まで）保管してください。本市が求めるときに提出していただく場合があります。

○要綱第10条（実績報告）関係

Q23 実績報告では何を報告する必要があるのか。必要な添付資料は何か。

A23 対象経費に係る収支実績を報告してください。特に資料の添付は必要ありませんが、帳簿類等の関係書類は次年度から起算して5年間保管してください。

○要綱第11条（支援金の額の確定）関係

Q24 支出の決算額が交付された支援金の額を下回った場合は精算する必要があるのか。

A24 支援金の額が決算額を超えた場合は、その超えている部分につき期限を定めて返還していただきます。

○その他

Q25 当該支援金の受給において、法人代表者の口座ではなく、直接事業所の口座へ振り込んで欲しい場合はどうしたらよいか。

A25 委任状の提出をお願いします。様式については、当該補助金関連のHPにございますので、ご確認ください。

なお、提出方法については、郵送をお願いします。

【郵送先】860-0808 熊本市中央区手取本町4-12-5F

熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金事務センター 宛

（例）以下のように、A・B事業所それぞれに支給してほしい場合。

→2通の委任状が必要です。

【法人代表者】 社会福祉法人 ●●会 理事長 熊本 一郎

【A事業所施設長】 障害者支援施設 □□熊本 施設長 熊本 二郎

【B事業所施設長】 共同生活援助 △△熊本 施設長 熊本 三郎

Q26 電子申請した情報に誤りがありました。
修正方法について知りたい。

A26 電子申請用のID・パスワードを通知した文書または熊本市ホームページ内の申請用URLから事業所毎のID・パスワードを入力していただき、「申込一覧」画面から申請済みデータを修正（変更）することができます。